⑵　「きんめだい底刺し網漁業」　動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（漁業法第六十五条若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条の規定に基づく規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業又は漁業権若しくは入漁権に基づいて営む漁業を除く。）

2　操業の承認

規制海域において平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認証の交付及び備付け義務

⑴　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

⑵　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

5　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証					
承認番号					
漁業者	住所				
	氏名又は名称				
船舶	船名		総トン数		
	漁船登録番号		使用権の種類		
漁業根拠地					
操業承認期間	年　月　日から　　年　月　日まで				
年　月　日 太平洋広域漁業調整委員会会長　印					

別記様式第二号

太広委底○○○

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

⑴　○○○の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

⑵　大きさは15センチメートル以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。

⑶　文字及び数字は黒色とする。

公　告

諮　事　項

宅地建物取引業法第65条第２項の規定による監督処分の公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第２項の規定による処分をしたので、同法第70条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年４月８日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　被処分者

⑴　商号　株式会社福屋工務店

⑵　代表者　代表取締役　枇榔　　巧

⑶　主たる事務所　大阪市北区曽根崎２丁目３番５号梅新第一生命ビルディング15階

⑷　免許証番号　国土交通大臣⑵第6880号

⑸　免許年月日　平成21年６月15日

2　処分年月日　平成22年４月５日

3　処分の内容　平成22年４月20日から平成22年５月４日までの間、宅地建物取引業に関する業務の全部について停止を命ずる。

4　適用条項　宅地建物取引業法第65条第２項

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地等を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第１項の規定により免許を取り消す。

平成22年４月８日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　商号　株式会社ココス

2　代表者氏名　代表取締役　乾　　保樹

3　主たる事務所の所在地　大阪市淀川区西中島６丁目１番15号

4　免許証番号　国土交通大臣⑴第7089号

5　免許年月日　平成17年８月18日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第２８号

東京都千代田区有楽町１丁目１番１号
申立人　株式会社三井住友銀行
本籍群馬県桐生市天神町３丁目361番地１、最後の住所群馬県桐生市東１丁目３番４号、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日平成20年６月12日、出生の場所群馬県勢多郡新里村、出生年月日昭和23年12月２日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　盛男
事務所群馬県桐生市美原町４番１号
相続財産管理人　司法書士　家住美哉應
前橋家庭裁判所桐生支部

平成２２年（家）第２１１号

さいたま市見沼区大和田町１丁目981番地
申立人　戸山　泰一
本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1288番地、最後の住所さいたま市見沼区東大宮５丁目25番地９　タテヤマパークハイツ101、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日平成21年10月16日、出生の場所新潟県東頸城郡松之山町、出生年月日昭和12年１月21日、職業自営業
被相続人　亡　佐藤　豊次
事務所さいたま市浦和区高砂３－５－７高砂建物ビル502菊地総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　　徹
さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第１３２号

千葉市中央区中央２丁目４番１号
申立人　千葉信用金庫
本籍千葉県君津市俵田1361番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日平成21年８月31日、出生の場所千葉県君津郡小櫃村、出生年月日昭和７年９月27日、職業無職
被相続人　亡　黒河　和夫
千葉県市原市東国分寺台１丁目１番地８、事務所千葉県木更津市新田２丁目６番１号　かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保吉規
千葉家庭裁判所木更津支部